

審査基準

令和8年4月1日作成

法令名：化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律施行令 (化学兵器禁止法)
根拠条項：第3条の3
処分の概要：運搬証明書の再交付
原権者(委任先)：北海道公安委員会
法令の定め： 化学兵器禁止法第17条第5項(運搬証明書の再交付) 国家公安委員会規則第4号 特定物質の運搬の届出等に関する規則第5条(運搬証明書の再交付の申請)
審査基準： 法令の定め尽くされている。
標準処理期間： 2日(行政庁の休日は含まない。)
申請先： 申請書は、北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係に提出して下さい。
問い合わせ先： 北海道警察本部生活安全部保安課銃砲・危険物係(電話011-251-0110)
備考：